

# I はじめに



昭和 45 年に厚真町民憲章を制定してから、まもなく半世紀を迎えます。

終戦からわずか 25 年、ようやく町民の生活が安定してきたこのとき、町制施行 10 周年を機に定められた町民憲章には、時代が変わっても一向に色あせない、普遍的な精神が込められています。

厚真を舞台とした旧石器時代からの悠久の営み。明治 3 年に始まる近代開拓。明治 30 年に厚真村が苫小牧外六カ村戸長役場から分離独立したことによる自治機能の誕生。農林水産業、鉱業の隆盛。二度の大戦と戦後の高度成長。

厚真町民憲章は、こうした先人の経験を背景に、以下の表現で記されています。

### 厚真町民憲章

わたくしたちは、勇払原野の風雪に耐え、たくましい精神と遠大な理想をもって、平和と繁栄の道を歩み続ける厚真の町民です。

ここに、わたくしたちの心構えを定めて、誇り高い町づくりに努めます。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

自然を愛し、きまりを守り、うるわしい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

若人の未来に夢と希望の持てる、明るい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

豊かな資源を生かし、産業のさかんな町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

じょうぶなからだで和を保ち、楽しい町をつくりましょう。

1. わたくしたちは、厚真の町民です。

先人の心を心とし、永久に栄える町をつくりましょう。

(町制施行十周年にあたり昭和 45 年 9 月 1 日制定)

厚真町を臨海工業都市の一角として描いた苫小牧東部開発が閣議決定されたのは、町民憲章制定と同じ、昭和 45 年です。

昭和 50 年代以降、本町には、北海道一の火力発電所や石油備蓄基地、良好な環境の定住住宅などが整備されましたが、国家プロジェクトそのものが縮小される中、本町は、工業都市ではなく、農業を基幹産業としてわが国の食料供給基地の一翼を担ってきました。

こうした歴史をふまえ、第 4 次厚真町総合計画の策定をめざして町民憲章をふりかえるとき、町民憲章と先人の想いを尊重し、それを未来に引き継いでいくことの重要性を、多くの町民とともに再認識しなければなりません。

これからは、人口減少・少子高齢化が急速に進む現代社会の中で、豊かな自然環境、多様な産業、文化に恵まれたこの町の魅力、活力を維持し、次世代に引き継いでいくため、以下の理念のもとにまちづくりを進めることが不可欠です。

1. 自然に抱かれ、たおやかな（やさしさの中に芯の強さがある）時間の流れに暮しがある。人間としての真の豊かさを希求する。
2. 自然とともにある第一次産業を基幹産業として、商工業と連携した地域経済の持続的発展をめざす。
3. 都市機能の充実した都市部と隣接している地理的優位性を発揮しながら、暮らしに環境と安全・安心を保障する。
4. 人材育成は、町の発展のためにとっても大切であることを町民と共有し、文化的な生活と豊かな人生のために自ら努力する。
5. 将来を担う子どもたちは社会の宝であり、健やかな成長を願い社会全体で子どもたちの養育・育成に責任を果たす。
6. 社会の中で個人の自由と公共への責務は調和するものであり、人間としての尊厳が守られ、すべての町民が輝き貢献できる地域社会を築く。

私たちは、町民憲章の精神を基調にしつつ、これからのまちづくりに不可欠な普遍的な理念のもとに、知恵と工夫で未来に挑む第4次厚真町総合計画を以下に定めます。